### 町営住宅の家賃について

# 1 家賃の算定

本来入居者の家賃は、入居者世帯の収入に応じて設定された家賃算定基礎額と、住宅の立地、規模、経年、利便に応じて算定されます。

家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数 ①収入に応じて分類される家賃算定基礎額

			· ·		
収入階層	収入(政令月収)	家賃算定基礎額			
1	0円~104,000円	34, 400円			
2	104,001円~123,000円	39, 700円	本来入居者		
3	123,001円~139,000円	45, 400円			
4	139,001円~158,000円	51, 200円			
5	158,001円~186,000円	58, 500円			
6	186,001円~214,000円	67, 500円	(裁量階層)	収入超過者	
7	214,001円~259,000円	79,000円		•	
8	259.000円~	91.100円			

## ②市町村立地係数

市町村ごとの係数。

#### ③規模係数

住宅規模(住戸専用面積)について65㎡を基準面積とする係数。

### 4 经過年数係数

住宅の経過年数に関する係数。

なお、平成16年度に改正されましたが、平成16年度の数値を超えることになる間は、激変緩和措置として平成16年度の数値が使用されます。

### ⑤利便性係数

立地と設備の利便性に関する係数。

## 2 収入超過者等

収入超過者の家賃は次により算出されます。

本来入居者の家賃+(近傍同種の家賃-本来入居者の家賃)×下表の割合

※近傍同種の家賃とは、民間賃貸住宅の家賃と同程度になるように国が定めた方法で算出 されるものです。

	収入超過者と認定されている期間						
収入階層	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目		
5	1/5	2/5	3/5	4/5	1		
6	1/4	2/4	3/4	1	1		
7	1/2	1	1	1	1		
8	1	1	1	1	1		

## ①裁量階層

高齢者、障害者、未就学児童等世帯で、裁量階層の収入基準(収入分位40%に相当する金額)である収入(政令月収)21万4千円を超えないときは、本来入居者と認められます(収入超過者にならない)。

# ②収入超過者

町営住宅に3年以上引き続いて入居している場合で、本来階層の収入基準(収入分位25%に相当する金額)である収入(政令月収)15万8千円を超えるときには収入超過者となります。

### ③高額所得者

町営住宅に5年以上引き続いて入居している場合で、最近2年続けて高額所得者の収入基準(収入分位60%に相当する金額)である収入(政令月収)31万3千円を超えることになる場合、家賃は近傍同種の家賃となります。